

## 1 第3次岡山県人権教育推進プラン

### 1 人権をめぐる国内外の取組

#### (1) 国際社会の取組

昭和23年(1948年)、国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。その後も、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」等、多くの人権に関する条約が採択されています。

世界では、基本的人権の礎である民主化が1980年代より進展し、1990年代の冷戦構造崩壊によりそれは加速されました。平成5年(1993年)には、ウィーンで世界人権会議が開催され、女性や子ども、少数者、先住民等を含む全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることが確認されました。

国連は、人権問題の解決に向け、世界的な規模で人権教育を推進し、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、平成7年(1995年)から「人権教育のための国連10年」を実施しました。

しかし、21世紀に入ると、イデオロギーや価値の多極化、グローバル・パワーの分散化によって民主化の動きは停滞又は後退しはじめました。世界各地で地域紛争やテロ事件が多発し、これに伴う人権侵害、難民の発生など深刻な問題が表面化しています。グローバル化する世界の中で、国際社会全体で人権の促進及び保護に取り組む必要性は一層高まっています。

国連では、平成17年(2005年)から、「人権教育のための世界計画」に取り組み、第1フェーズ(段階)として初等中等教育に焦点を当てた取組が進められました。平成22年(2010年)からは高等教育及び教員、公務員等の人権研修に重点を置いた第2フェーズの取組が展開され、平成27年(2015年)からは第3フェーズとして、第1・第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てる取組が進められています。

#### (2) 国の取組

我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権関連の諸条約を締結するとともに、人権に関わる諸法令が施行され、人権に関する諸施策が講じられてきました。

教育の分野では、教育基本法に基づき、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者の育成を期する教育が、学校園・家庭・地域のあらゆる場で推進されてきました。

平成9年、国連の呼びかけに応じて、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、平成12年には、議員立法により「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。国は、この法律に基づき、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、様々な施策を推進しています。

### 2 「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進

岡山県は、平成13年3月、「共生社会おかやま」の実現を目指して、人権政策の基本的な方向性を示す「岡山県人権政策推進指針」を策定しました。その後、平成18年及び平成23年の改訂を経て、平成28年3月には「第4次岡山県人権政策推進指針」を策定し、国・市町村・関係機関等との連携・協働のもと、諸施策を推進しています。

また、県教育委員会は、国や県の状況を踏まえて、平成19年1月に策定した「岡山県人権教育推進プラン」や平成24年3月に策定した「第2次岡山県人権教育推進プラン」、及び岡山県教育大綱や第2次岡山県教育振興基本計画に基づき、総合的な人権教育行政を推進してきました。その結果、人権についての理解が進むとともに、人権教育推進体制が整備されるなどの成果が上がってきました。

しかしながら、グローバル化やインターネットの急速な普及等による社会環境の変化によって人権問題の様相が複雑・多様化しているだけでなく、社会で起きている様々な問題の本質は

その多くが人権に関わると考えられ、迅速かつ的確な対応が求められています。

このため、県教育委員会は、岡山県人権教育推進委員会からの提言を受け、平成29年2月に「第3次岡山県人権教育推進プラン」を策定し、引き続き、総合的な人権教育行政を推進しています。

\* 参考……〈資料〉人権教育関連年表（47ページ）

## （1）人権教育の三つの視点

### 【視点1】人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成

人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての理解と認識を深めるとともに、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それらを共感的に受けとめるような感性や感覚を育成する取組を進めます。

知的理解とは、発達段階に応じて、個人の尊厳や人権尊重の意義、人の生命の大切さ、人権の歴史や現状、関係法令等に関する知識、自他の人権を擁護し、人権侵害を防いだり解決したりするために必要な実践的知識等を理解することです。

人権感覚とは、人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような価値志向的な感覚です。

人権に関する知的理解を深めることと人権感覚を身に付けることとによって、自分の人権とともに他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度につながり、さらにそれらが、様々な場面や状況下で、問題状況を変えていこうとする実践行動となって現れるようになることが大切です。

### 【視点2】自立支援

一人一人を大切にするという観点から、人権問題に関わり教育上配慮を必要とする人の自立支援に取り組みます。

人権をめぐるっては、様々な人権問題に関わる偏見や差別、また、社会問題となっている子ども、高齢者、障害のある人への虐待や配偶者からの暴力等多くの課題があります。差別や人権侵害によって、個人のかげがえのない可能性が制約されている状況があれば、そのことに自分自身が気づき、その人が本来持っている個性や能力を伸ばし、自己決定力を高め、自律的な力を付け、それらの力を発揮して行動していくことができるように支援していくこと（エンパワーメント〔※1〕）が大切です。

取組に当たっては、家庭・地域や関係機関等との連携を図りながら、一人一人の状況に応じたきめ細かな指導、相談、支援ができるようにすることが大切です。

#### ○学校園での具体的な取組例

- 教育相談の充実
- 進路相談や支援の充実
- 家庭・地域との連携
- 関係機関等との連携

〔※1〕「エンパワーメント」とは、社会的制約や抑圧により発揮されることが困難であった個人のかげがえのない能力・自己決定力・行動力を、自由で平等な社会を実現することにより、取り戻し引き出していくことをいいます。

### 【視点3】人権を尊重する環境づくり

視点1及び2の取組の基盤となる、自分や他の人の大切さを認め合えるような学校園や地域の雰囲気づくり、そのための条件整備等の環境づくりに取り組みます。

人権教育が効果をあげるためには、教育内容や方法の在り方とともに、教育・学習が行われる場そのものの在り方が極めて重要な意味を持ちます。人間関係や全体的な雰囲気等も含め、学校園や地域の教育・学習の場の人権を尊重する環境をつくるのが大切です。

また、ユニバーサルデザイン〔※2〕の考え方の普及など、違いを認め合い、多様性を受容する社会を目指して、自他の人権を尊重し差別を許さない社会的風土を培うことも大切です。

#### ○学校園での具体的な取組例

- 心理検査等を活用した学級集団づくり
- 人権図書コーナーの設置
- 人権ポスター・標語等の掲示
- 教室環境等の整備
- 子どもの人権が尊重される授業づくり
- 言語環境の整備

## (2) 人権課題

「第3次プラン」では、次の各人権課題に対する現状と課題、基本的な方針、具体的な取組を示しています。

- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障害のある人
- 同和問題
- 外国人
- ハンセン病問題
- 患者等（H I V感染症・エイズ、感染症・難病等）
- 犯罪被害者等
- 刑を終えて出所した人等
- 性的少数者
- アイヌの人々
- 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- インターネットによる人権侵害
- 様々な人権をめぐる課題  
(プライバシーの保護、被災者、ホームレス問題、北朝鮮当局による拉致問題等)

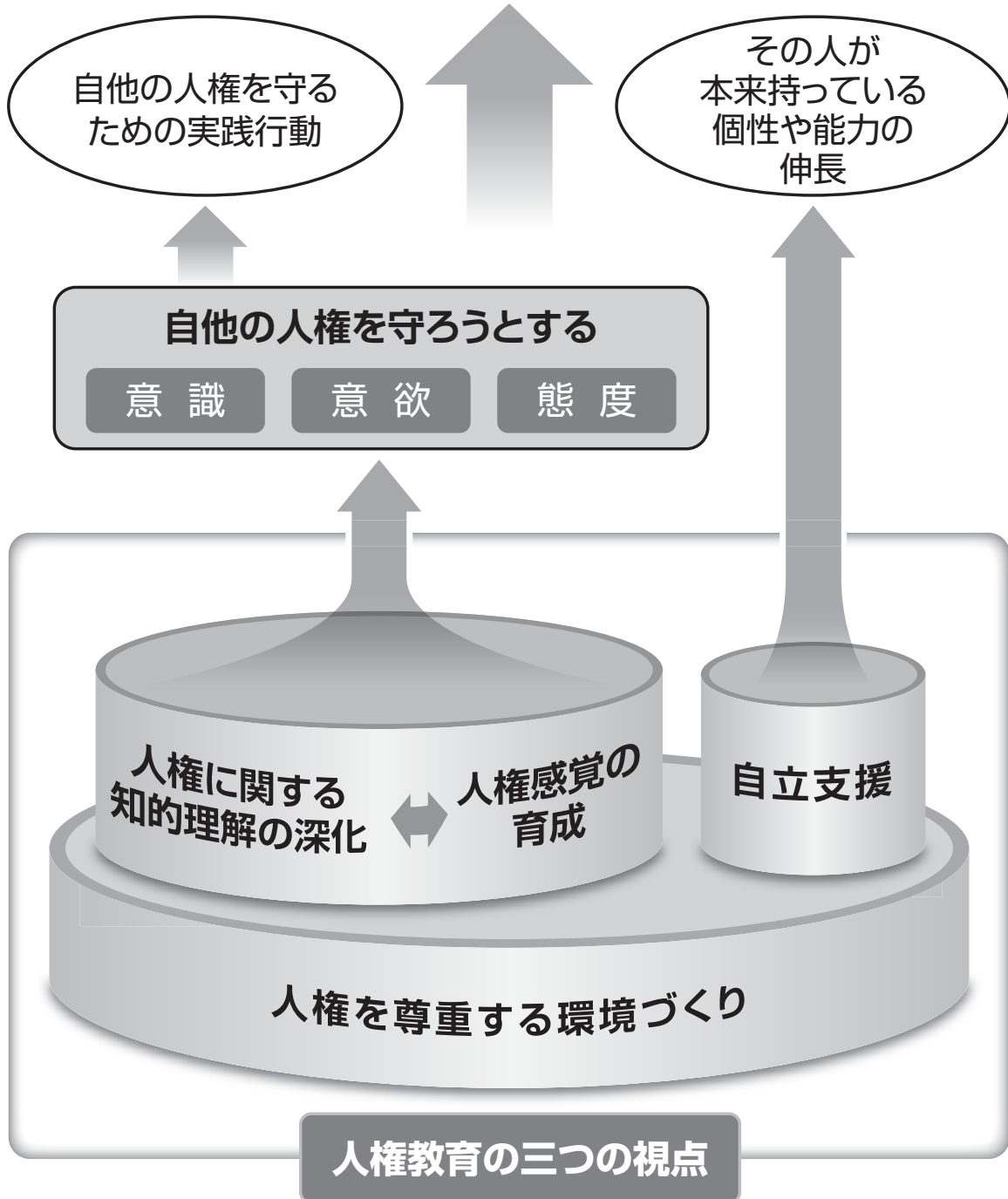
---

〔※2〕「ユニバーサルデザイン」とは、バリアフリー〔※3〕の考え方を更に進め、年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、はじめから、全ての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービス等をデザインするという考え方です。

〔※3〕「バリアフリー」とは、障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

# 人権教育が目指すもの

全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、明るい笑顔で暮らす「共生社会」の実現



「人権教育」とは、「生涯学習の視点に立ち、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育・社会教育において、その発達段階やライフサイクルに応じて実施される教育活動」

(「第4次岡山県人権政策推進指針」)